平成２４年（フ）第１２６号
北海道千歳市あずさ３丁目13―20　ピアノ101、住民票上の住所北海道千歳市あずさ３丁目12番９―１号
破産者　千葉　仲泰
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野１線北６番地
破産者　須釜　利夫
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５５号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野１線番外地
破産者　須釜　　哲
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５５号
北海道富良野市桂木町４番12号　ニューマンション10―１階６号室
破産者　前川　佳宏
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
北海道上川郡美瑛町南町２丁目１番27号
破産者　今出　勝志
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
岩手県奥州市水沢区真城字杉ノ下23番地
破産者　小野寺　健
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第８７８号
宮城県塩竈市杉の入１丁目５番27号　ハイネス籬Ⅱ―201号
破産者　岡田　俊行
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８９号
東京都江戸川区北葛西５丁目11番２―203号ファーストメゾン新清、開始決定時の住所仙台市青葉区東勝山２丁目20番３号
破産者　大森　穂子
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４９号
仙台市若林区河原町１丁目３番６―705号、従前の住所宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目18番27
破産者　船山　慶一
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
仙台市若林区東八番丁５番地　畑山ハイレジデンス506、従前の住所仙台市太白区長町２丁目12番７―202号
破産者　佐藤　浩一
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
仙台市宮城野区南宮字日向前１番地の５　ＭＡ・ＭＡＩＳＯＮ102
破産者　田中美奈子
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
山形市北町４丁目８番９号
破産者　木村　敏明
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５５号
山形県鶴岡市大部町13番18号　山和コーポ６号室、前住所山形県西村山郡河北町谷地己52番地
破産者　松田　秀生
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
長野県中野市中央１丁目６番18号
破産者　見波　　勝
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
長野市桐原１丁目16番16号　Ｅ棟、前住所長野市檀田２丁目８番18号
破産者　田中　　勝
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
静岡県賀茂郡南伊豆町青市1072番地の５、旧住所静岡県下田市東本郷１丁目20番10号
破産者　松本　三永
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第９６３１号
大阪市西区新町１丁目13番16号
破産者　瀬戸　保男
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３３号
大阪市住之江区南港中５丁目５番34―703号、開始決定時の住所大阪市住之江区南港中５丁目５番34―803号
破産者　中尾　　均
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部